

サーキュラーエコノミー推進研究会設置要綱

(目的)

第1条 従来の線形の経済（リニアエコノミー）から循環型経済（サーキュラーエコノミー）への転換を促進するための研究会を設置し、参加企業等による検討を行うことで新たな事業等を創出することを目的とする。

(名称)

第2条 研究会の名称はサーキュラーエコノミー推進研究会（以下、「研究会」という。）とする。

(研究テーマ)

第3条 研究会の研究テーマは以下のとおりとする。

- (1) サーキュラーデザイン
- (2) その他、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉が定めるテーマ

(会長)

第4条 研究会には会長を置く。

- 2 会長は、公益財団法人埼玉県産業振興公社新産業振興部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

(会員)

第5条 研究会は、第1条の目的に賛同する下記会員によって構成する。ただし、第3条第1項第2号のテーマに基づく研究会の場合は、この限りではない。

- (1) 研究テーマに沿ったサーキュラーエコノミーに取り組む企業
- (2) 前号の企業の支援を行う支援機関、研究機関及び金融機関
- (3) その他、会長が指定する者

(コーディネーター)

第6条 研究会の実施に当たり必要な伴走支援を行うためのコーディネーターを置く。

(オブザーバー)

第7条 研究会には、助言及び協力を求めるため、会員以外のものをオブザーバーとして置くことができる。

(入会)

第8条 研究会に入会を希望するものは、入会申込書（様式1）を会長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、第3条第1項第2号のテーマに基づく研究会の場合は、この限りではない。

(退会)

第9条 会員は、退会届（様式2）を会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、第3条第1項第2号のテーマに基づく研究会の場合は、この限りではない。

(会費)

第10条 会員から会費は徴収しない。ただし、研究会の活動において参加費等が必要な場合は、各会員の負担とする。

(設置期間)

第11条 研究会の設置期間は、本要綱施行日から当該年度末までとする。ただし、会長は研究会のメンバーと協議の上、期間を延長することができる。

(事務局)

第12条 研究会の事務局は、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉に置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

(様式 1)

サーキュラーエコノミー推進研究会 入会参加申請書

令和 年 月 日

(あて先)

サーキュラーエコノミー推進研究会 会長 様

申請者 郵便番号

住 所

企 業 名

代表者名

下記のとおりサーキュラーエコノミー推進研究会に入会を申し込みます。

記

1 参加を希望する研究テーマ

2 研究会参加を希望する理由

3 申請者の概要

申 請 者	会 社 名			
	代 表 者 役 職 ・ 氏 名			
	本 店 所 在 地			
	埼玉県内の技術開発 生産拠点の所在地 (あ る 場 合)			
	資本金・出資金	万円	従業員数	名
	売上高 【直近年度】			
	設立年月日	年 月 日	業種 ・ 主な業務	
	事 業 概 要			
	主 要 製 品			
連 絡 担 當 者	所 属 名			
	職 名 氏 名		電 話 FAX	
	連絡先住所 (郵 送 先)		E-mail	

(様式2)

サーキュラーエコノミー推進研究会 退会申請書

令和 年 月 日

(あて先)

サーキュラーエコノミー推進研究会 会長 様

申請者 郵便番号

住 所

企 業 名

代表者名

サーキュラーエコノミー推進研究会を退会します。

記

1 退会年月日

令和 年 月 日

2 担当者連絡先

担当者職・氏名	
所在地	郵便番号
電話番号	
Email	
URL	